

令和 3 年度第 2 回成田市環境審議会会議録

1 日 時 令和 3 年 11 月 1 日 (月) 14 時 00 分～15 時 30 分

2 場 所 成田市役所 6 階大会議室

3 出席者

(委員)

本橋 敬之助会長、片岡 孝治副会長、富井 柁夫委員、原 慶太郎委員、岩舘 和彦委員、村島 義則委員、下田 健一郎委員、佐久間 房子委員、木村 容子委員、須田 恭子委員、根本 祥宏委員、幡谷 公生委員、菅澤 麗子委員、田中 昌子委員、入江 龍夫委員、中山 明子委員、江口 洋委員、

(成田市)

環境部 宮本部長

(事務局)

環境計画課：保立課長、松崎課長補佐、栗田主幹、清水係長、中里主査

(説明員)

環境対策課：鵜澤課長、関口係長、椎名係長

クリーン推進課：西宮課長、八代主幹、山倉係長、石橋係長

環境衛生課：高橋課長、關谷係長

農政課：宮本主査、大賤主任主事、小川主任主事

下水道課：栗澤係長、橋本係長

公園緑地課：川崎係長、廣部主任主事

4 傍聴者 2 名

5 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 「成田市の環境 2020 (令和 2) 年度版」について

(2) 「2020 (令和 2) 年度成田市役所エコオフィスアクション(第 4 次成田市環境保全率先実行計画)結果」について

(3) 第 3 次成田市生活排水対策推進計画の策定について

(4) その他

3. 閉 会

【松崎環境計画課長補佐】

それでは、これより「令和 3 年度第 2 回成田市環境審議会」を始めさせていただきます。

なお、本年度は 7 月に、前委員が御出席の審議会を開催しておりますので、本日は令和 3 年度の第 2 回目の審議会となります。

はじめに、資料の確認をお願いいたします。

本日使用いたします資料は、

まず、事務局から事前に送付させていただきました、

- ・「成田市の環境 2020（令和 2）年度版」
- ・「2020（令和 2）年度成田市役所エコオフィスアクション（第 4 次成田市環境保全率先実行計画）結果」
- ・「成田市生活排水対策推進計画 中間見直し」

及び 別紙 1 から別紙 4 まで

になります。

また、本日お配りさせていただきました

- ・「環境審議会委員からの質問及び回答」

こちらは、事前に皆様から頂いたご質問とその回答になっております。

資料等は以上となりますが、もし、お手元に無い資料がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

次に、本日の審議会は、委員 18 名のうち 17 名がご出席され、過半数を超えておりますので、審議会設置条例第 5 条第 2 項の規定により、会議は成立することをご報告いたします。

また、ここからは、農政課、公園緑地課及び下水道課の職員も出席いたしますので、紹介いたします。

- ・農政課 宮本主査 でございます。

大賤主任主事でございます。

小川主任主事でございます。

- ・下水道課 栗澤係長でございます。

橋本係長でございます。

- ・公園緑地課 川崎係長でございます。

廣部主任主事でございます。

それでは、これより議事に入っていただきたいと思います。議事に先立ちまして、ご案内を申し上げます。

本審議会の会議は、原則公開となります。

本日は、傍聴希望者がいらっしゃいますので、これから入室していただきます。

なお、会議中に傍聴希望者が来場された場合には、途中から傍聴して頂くこととします。

傍聴の方に申し上げます。

「会議の傍聴要領」を遵守いただき、お静かに傍聴をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。

では、議事に入っていただきます。

議長は、「成田市環境審議会設置条例」第5条第1項の規定により、会長にお願いすることとなっております。

本橋会長、議事進行方、よろしくお願いいたします。

【本橋会長】

それでは、さっそく議事を議題に沿って進行します。

最初に、議事の(1)「成田市の環境 2020(令和2)年度版」について事務局の説明を求めます。

なお、委員の皆様には事前に資料を確認していただき、あらかじめご質問をいただきましたが、それに対する事務局の回答につきましてはお手元の資料をご覧いただきたいと思います。もし、この回答をお読みになって、更にご質問がある場合は、事務局の説明の後に質疑応答の時間を設けますので、そこでご質問なさってください。

また、委員からの質問、またそれに対する事務局の回答は、簡潔をお願いします。

【環境計画課 栗田主幹】

それでは、「令和 2 年度成田市の環境」についてご説明申し上げます。

この「成田市の環境」は「総論」と「各論」の 2 部構成となっており、1 ページから 20 ページまでの「第 1 部 総論」では、成田市の概要として本市の位置や地形、沿革、人口、産業、土地利用といった、環境を考えるにあたり基礎となる要素や、本市の環境行政の体制、また、環境行政の推進として「環境基本条例」に基づき策定した「環境基本計画」の役割や位置づけ、計画の体系等について記載してございます。

21 ページをお開き願います。

ここからは「第 2 部 各論」となり、主に 2010（平成 22）年度から 2019（令和元）年度までの 10 年間の本市の環境の概要を取りまとめております。

まず、第 1 章「大気汚染」についてでございますが、主に、本市が設置しております大清水及び幡谷測定局において測定いたしました大気環境の結果を記載しております。

令和元年度の測定結果といたしましては、31 ページからの光化学オキシダントにつきまして、次の 32 ページの表 2-1-16 に記載のとおり環境基準を満たすことができませんでした。光化学オキシダントの環境基準は、1 時間ごとの測定で測定期間中に一度も基準値を超えないこととなっており、この基準を満たしておりませんが、全測定期間における約 95%の時間帯においては基準値を下回っている状況でございます。

なお、光化学オキシダントは、光化学スモッグの汚染状態を示す指標物質でございますが、成田地域における光化学スモッグ注意報の発令はございませんでした。

そのほか、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質などの項目につきましては、大清水、幡谷、両測定局において環境基準を満たしておりました。

つづきまして、第 2 章「水質汚濁」についてでございますが、

53 ページをお開きください。ここからは、主に市内を流れる主要河川の水質調査の結果を記載しております。

57 ページの表 2-2-5 をご覧ください。水質汚濁の生活環境項目の環境基準達成状況を記載してございます。

令和元年度の測定結果といたしまして、BOD、汚れの程度や、SS、浮遊物質、水中の不溶性物質の量などの生活環境項目につきましては、環境基準を満たしていない

河川がみられました。

一方で、健康項目につきましては 63 ページをご覧ください。カドミウムやヒ素などの健康項目につきましては、全地点・全項目で環境基準を満たしております。

この他に、85 ページ以降では騒音・振動、112 ページからは悪臭、119 ページからは地盤沈下、128 ページからは土壌汚染、132 ページからはダイオキシン類、139 ページからは自然環境、146 ページからは廃棄物、156 ページからは地球温暖化対策についてそれぞれ記載しております。

また、163 ページからは、その他としまして、ここまで分類されない環境関連の事項について記載しております。

これらにつきまして、各測定結果や現状・対策などは記載のとおりとなっております。なお、委員の皆様には事前にご質問をいただいておりますことから、本日お配りいたしました資料「環境審議会委員からの質問及び回答」に回答を記載してございますので、これにより説明にかえさせていただきたいと思っております。

以上、大変雑駁で恐縮ですが、「成田市の環境」についての説明とさせていただきます。

【本橋会長】

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、挙手してお願いします。

【中山委員】

すいません、事前に質問しましていただいた 1 ページ目のところなんですけど、どうしても意味が分からないのですけれども、番号 2 の土地利用のところの、「表 1-1-3 の左下のその他は、県が定める農業振興地域内ではあるが、市が定める農用地域内ではないというイメージになります。」という意味が全く私には理解できないのですので、ご説明いただければと思います。

それから、2 ページ目の番号 4 のところで私の質問で、「全く連携がとれていません」と書いてあったんですが、会長の方に「自治会から推薦があった方に対して市が委嘱しております」ことは、こういう連携をとっているという意味の回答なのか、そ

の 2 点お願いいたします。

【農政課 大賤主任主事】

では、番号 2 の方についてお答えさせていただきます。まず、表 1-1-3 に記載のある総面積の数字についてですが、こちらは農業振興地域の面積を出しております。そのうちのその他以外、農振農用地面積の面積 6292 を除いた面積が、その他の数字となっております。そのため、山林や湖、池や川の面積はその他の面積のなかに含まれている形となります。

【中山委員】

すいません、では私の質問に対しての回答は「そうです」ということになりますね。

【農政課 大賤主任主事】

その通りになります。

【クリーン推進課 西宮課長】

2 つ目の質問について回答させていただきます。成田市の減量等推進員と連携が取れていないというご質問で回答させていただきます。

最初に減量等推進員は各地区の区長・自治会から推薦を受けて、市で委嘱しており、減量等推進員がどういった活動しているかを記載させていただきました。その連携といたしましては、「また、～」以降に記載させていただいておりますが、委嘱状交付式と併せた研修会、さらに、10 月には 2 回目の研修会を行います。また、環境美化運動の実施に関しまして、各地区からの計画書の提出に併せて連絡をとらせていただいております。よろしくお願いいたします。

【中山委員】

今のご回答に対し、私が今答えとして受けとめたのは、「また、～」以降の委嘱状のことと、研修会と啓発をやりましたと、それから美化運動に対する計画書とか報告書を出したということが、連携ですという回答と受け止めたのですが、これでよろしいで

しょうか。私にとっての連携っていう意味は、市民に対して広げるということを連携してほしいというふうに、推進員ですから、思うんですが、それをそうでないというんですが、市としてはこれで連携がとれているというふうにお考えなのかとお聞きしたい。

【クリーン推進課 西宮課長】

減量等推進員に対する研修会の内容と致しまして、昨年は雑がみ保管袋を新たに作成して、紙類の分別促進を図るほかにも地区への配布の推進・PRをお願いしております。二番目に記載しております、ごみ集積所こちらでもありますね、不法投棄されたものがあつた場合には張り紙等をしていただいて、出さないでくださいということを周知していただくよう説明しております。

説明不足で申し訳ありません。

【村島 委員】

推進員については、区長会ですが、区長が推薦することになっている。私は土屋区いうところでございまして、私が区長で、片岡副委員長が副区長です。副委員長は（推進員には）なっておりませんが、４名、土屋から推薦しております。その方々に、美化運動を手伝っていただいたり、今、言った袋の配布をさせていただいております。それから集積所のところにアパートが建ったりすると、ごみを出す所、最後には近所に断ってその場所を決めたりしなくてはならないんですね。それが、クリーン推進課に届出ないとごみが捨てられない。また、家が建った時にはそういうようなことをやっていたらいい。ただし、多分、その推進員は区でだいぶ活動に差があるのではないかな、というような気がいたします。以上です。連携は、私は、市としては連携が取れているのではないかな、と感じております。以上です。

【本橋会長】

はい、ありがとうございました。

その他ご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので、次の議題に先に進みたいと思います。

議事 (2) 「2020 (令和 2) 年度成田市役所エコオフィスアクション(第 4 次成田市環境保全率先実行計画)結果」について事務局の説明を求めます。

【環境計画課 中里主査】

恐れ入れますが、お手元にあります 2020 (令和 2) 年度 成田市役所エコオフィスアクション(第 4 次成田市環境保全率先実行計画)結果についてご覧ください。

それでは、説明させていただきます。

まず、「成田市役所エコオフィスアクション」は、市自らが、地球温暖化の防止、および、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するための計画となっております。

本日は、本市の事務事業における、令和 2 年度の温室効果ガス排出量などについて、ご報告させていただきます。

まず、1 ページ目の「1. 成田市役所エコオフィスアクションの目標」をご覧ください。

「成田市役所エコオフィスアクション」では、市のすべての施設から排出される温室効果ガス排出量を 2016 (平成 28) 年度と比較して 2022 (令和 4) 年度までに 6.0% 削減すること並びに一般廃棄物の溶融に伴う温室効果ガス排出量を 12.3%削減することとしております。

次に、「2. 温室効果ガス総排出量」をご覧ください。

温室効果ガスの排出量は、活動量に、国が定めた排出係数を乗じて算定します。令和 2 年度の温室効果ガス排出量は、下段の表 1 のとおりです、

令和 2 年度の「市役所分」が、17,890 (t-CO₂) で、基準年度である平成 28 年度と比較して、18.3%の削減。

「一般廃棄物溶融分」は、29,749 (t-CO₂) で、平成 28 年度と比較して、22.0%削減しています。

合計した温室効果ガス排出量について、令和 2 年度は、合計で 47,639 (t-CO₂) で、平成 28 年度の 60,033 (t-CO₂) と比較して、20.6%の削減となり、順調に削減がすすんでおります。

つづいて、2 ページの「3. 各種活動量実績、活動種類別温室効果ガス排出量」をご覧ください。

まず、(1) の市のすべての施設からの総排出量について説明いたします。中段の表 2 につきましては、「市役所分」における、燃料や電気などの使用量と、温室効果ガス排出量の内訳となっております。

特に、温室効果ガスの排出に大きくつながる電気の使用量につきましては、下段の表 2 (参考) の棒グラフのとおりとなります。令和 2 年度の電気の使用量は、平成 28 年度と比較して、0.5% の増加となっておりますが、電力の低炭素化による排出係数の低下により、電気の使用に伴い排出された温室効果ガスは 16.9% 削減しております。

つづいて、3 ページ「(2) 一般廃棄物の溶融に伴う温室効果ガス排出量」をご覧ください。

表 3 は、一般廃棄物の処理における、温室効果ガス排出量の内訳となっております。基準年である平成 28 年度の活動量と令和 2 年度を比較すると、一般廃棄物の全量は削減されており、同時に温室効果ガスの排出量に大きく影響する廃プラスチック量についても削減されており、これに伴い温室効果ガスの排出量も減少しております。

最後に、3 ページ「4. グリーン購入の状況」をご覧ください。

グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際に環境に配慮されたものを優先的に購入することを言います。

令和 2 年度のグリーン購入率は、約 99.0% であり、基準年度の 97.6% と比較して増加しております。今後につきましても、引き続き購入の必要性を十分に検討するなど、グリーン購入率の向上に努めてまいります。

以上、大変雑駁ではございますが、「成田市役所エコオフィスアクション」における令和 2 年度の結果についてのご説明とさせていただきます。

以上でございます。

【本橋会長】

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、挙手してお願いします。

【江口委員】

一般廃棄物処理について、ご協力感謝して、私がお伺いしたいのですが、ごみを清掃

工場に直接搬入しているのですけれども、危険物のごみがだんだん増えているように感じているが、それをどのように処理しているのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【クリーン推進課 西宮課長】

今ご指摘いただきましたが、リサイクルプラザに設置しているストックヤードで一時的に保管しているものとなります。こちらですけれども、リサイクルプラザの処理工程の中で収集しましたごみなどを処理させていただいておりますけれども、一昨年の台風によって、災害廃棄物などで一時的にごみが増えました。その後ですね、コロナの影響がありまして、不要不急な外出自粛、テレワークの推進、在宅勤務など、家庭で過ごす時間が増加したことで、その際に家庭内のごみの処理、不用品処理が一気にすすみ、自己搬入の台数も前年と比べて増え、さらに搬入される方々の対応も増えたため、処理が追い付かなくなって溜まったものを置かせてもらっているもので、そのごみにつきましては、リサイクルプラザ内では処理することが難しい状況にありますので、外部に持ち出しまして、委託により処理するという事で計画を進めておりまして、近々、外部処理の搬出を行う予定でございます。

【江口委員】

どうもありがとうございました。

本当にご苦労が多いかと思います。ありがとうございました。

【中山委員】

すいません。18ページの31番の一般廃棄物の溶融に伴う温室効果ガス排出量ですが、市役所のほうはものすごく努力してかなりの量を減らしてきていると思うんですが、市議会の方にはどうもその意識がないように私は感じて質問したのですが、「市役所と市議会の関係はどうなっているのでしょうか」という質問に対する答えとしては「市議会の中でどうなっている」という答えになっている。市役所の関係性というのは、私が申しあげたいのは、市役所の方でこれだけ努力しているので市議会の方もこういう理解をお願いしますという関係ができているかどうかをお伺いしたいという

ことなんです。ですので、市役所側が頑張っているところに、ペットボトル持ってこないで、ペットボトルでお茶を飲んでペットボトルを捨てるという考え方の方が多く、ごみが増えますので、それをやめてほしいという考え方を持ってほしいということ、市役所側は市議会に提案できないでしょうか、という意味でこの質問をしております。

ご回答お願いいたします。

【環境計画課 保立課長】

市議会と市役所の関係について、市議会のほうで、市役所の施策に協力するべきではというようなお話しと受け止めましたが、市議会では、議会棟の不要な電気を消していただいている議員さんがいらっしゃる、とか、会派によっては捨てられているごみがある場所を見つけてきて、議員さんの仲間同士で、ごみ拾いをさせていただくような取り組みをしていただいております、そういった意味では市役所に対して議員の皆様にはご協力いただいていると考えております。市議会の中での決まりごとは、議会の中で決めていただくということでございますので、こちらから何々してくださいというようなことではないのですが、議員の皆様には環境施策についてご協力いただいていると思っています。

【中山委員】

ありがとうございます。市議会議員さんの中にもゴミ拾いをしている方もいますので、議員さんによる意識の格差が非常に大きいと思いますので、市役所のほうからそういう格差がなくなるような指導というか、お願いというかできないのかなと思ひまして（市役所と市議会の）関係はどうなっているのかなと質問をさせていただきました。ご理解いただきたいと思います。

【岩舘委員】

少し市役所の職員がかわいそうな質問だったので、発言いたします。

私は県の議会事務局長やってまして、行政部局と議会というのは、二元代表制ですし、それぞれが独立していると考えていただいた方が良いでしょう。指導なんてとんでも

ないです。できません。

成田市は、環境行政を意識されている議員さんがいらっしゃるのですから、議会運営委員会などのなかで議会はどうしていく、ということを話し合われたらいいかと思います。

私がやっていた時も、受動喫煙の関係で、喫煙室、喫煙ブースですね、来客がタバコ吸うので設けてほしい、一般的にはそういう流れがある中で、それは議員同士が話し合ってもらおうというのが。行政がなかなか言えないと思います。ただ、世の中の動きですとか、議員はやはり選挙が一番怖いわけですから、昨日もありましたけども。成田市民の方々がそういう意識を持って働きかけていくとか、そういったうえで話し合っていた方がいいのかなと思います。市がなかなかそれは言いにくいと思います。ただ、成田市はこうやっているんだよということを示して、それに目を向けてもらうということしかないのかなと思います。すいません、少し余計なことを。

【本橋会長】

ありがとうございました。ほかに、ご質問等はございませんでしょうか。
無いようですので、次の議事に入りたいと思います。

議事（3）第 3 次成田市生活排水対策推進計画の策定について事務局の説明を求めます。

【環境計画課 栗田主幹】

議事 3「第 3 次成田市生活排水対策推進計画の策定について」に説明いたします。

なお、今回の主な内容といたしましては、生活排水対策推進計画というあまりなじみのない計画を皆様にご知っていただくこととしております。計画の目標や施策などにつきましては、次回以降にご審議いただければと考えておりますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

お手元の資料の別紙 1 をご覧ください。

まず、生活排水対策推進計画について、という項目ですが、生活排水対策推進計画は水質汚濁法第 14 条の 9 を根拠とした計画です。

この法律は、昭和 45 年に成立したもので、平成 2 年の改正で生活排水対策が盛り込

まれることとなりました。

生活排水対策推進計画は、県が指定する生活排水対策重点地域において生活排水対策の実施を推進するための計画です。

つぎに、本市の生活排水対策推進計画について、という項目でございますが、本市では、平成 18 年 3 月の合併前の旧成田市の地域は、平成 4 年度に、生活排水対策重点地域に指定されることとなり、本市では平成 5 年度に最初の生活排水対策推進計画を策定しました。当初の計画を便宜上第 1 次計画と呼ぶこととしますと、第 1 次計画は平成 6 年度から 17 年度までの 12 年間に亘る計画です

その最終年度の平成 17 年度末には 3 市町が合併しましたので、重点地域には含まれていない旧下総町、大栄町の状況も調査した上で、第 2 次の計画が平成 21 年度に策定されました。計画期間は平成 22 年度から令和 3 年度までの 12 年間です。資料として冊子をお配りしておりますが、この冊子は、計画期間の中間となる平成 27 年度に見直した後の第 2 次計画となります。

つぎに、現行の生活排水対策推進計画（見直し後の第 2 次計画）について、という項目でございますが、冊子の 46 ページをご覧ください。下の方に「汚濁負荷量削減目標」という項目がございます。ここでは水質汚濁の代表的な指標である BOD や COD などの削減目標が示してございます。同じく、冊子の 49 ページをご覧ください。このページ以降は、計画を実行するための施策を取りまとめてございます。

さて、改めまして、冊子の 22 ページをご覧ください。

22 ページの地図に、①から⑱まで、水質測定を行っている地点が示されております。別紙 2 をご覧ください。これは水質測定結果を示したもので、グラフにある赤い線は環境基準の値を示します。

別紙 2 の 5 ページをご覧ください。【図 6】の左上のグラフは、北印旛沼中央における COD の測定値を示しております。

印旛沼の環境基準は赤線で示された 3mg/ℓですが、測定値が 10mg/ℓを下回ったのは平成 5 年度だけであり、水質汚濁が進んでいるのがわかると思います。

次に、冊子の 29 ページをご覧ください。ここには生活排水を処理している市民、処理していない市民それぞれの人口を載せてございます。

生活排水は、下水処理場や浄化槽で処理することにより多くの汚れを取り除くこと

ができますので、水質汚濁防止の観点からは、生活排水を処理する人口を増やすことが重要となります。

別紙3-1をご覧ください。

こちらには生活排水を処理する人口の割合を記載してございます。生活排水処理率というのがその数字となります。「未処理人口」の欄をご覧ください。生活排水未処理率は、平成4年度の約40%近くから、昨年度末の8.5%まで減少しました。

別紙3-2は平成19年度以降の状況をグラフにしたものです。茶色が単独処理浄化槽、緑色が汲み取りの人口であり、未処理人口となります。

別紙3-1の【表2】を御覧ください。こちらは生活排水によるBOD、COD、全窒素、全りんのを推計したものとなります。

これらをグラフにしたものが別紙3-3です。

茶色は単独処理浄化槽、緑色は汲み取りを示し、未処理の生活排水による汚濁負荷量となります。別紙4をご覧ください。

本年6月に、本市ではインターネット市政モニターを対象として、生活排水対策推進計画に係るアンケート調査を実施しました。別紙4はその結果を取りまとめたものとなります。

最後に、次期計画策定に向けた今後の大まかな流れを説明いたします。

本市では現在、次期計画策定に向けた基本的なデータ集めなどを行い、計画案の素案を作成しているところです。資料としてお示ししたアンケート調査もその一環となります。

今後の予定といたしましては、11月までに素案をまとめ12月議会で報告したのち、来年1月にかけてパブリックコメントを行う予定でございます。また、並行して関係機関から意見を聴きとり、本審議会の皆様からも意見を頂戴し、必要な修正を加えたいと考えております。

その来年2月までには最終的な案を作成し、皆様にお示しした上で本審議会に諮問をしたいと考えております。以上、雑駁ではございますが、次期成田市生活排水対策推進計画についての説明といたします。

【本橋会長】

はい、ありがとうございます。

生活排水対策推進計画、これは第何次になりますか。

【環境計画課 栗田主幹】

現在の計画は第二期計画でして、来年度からの計画を第三次計画としまして、現在作っているのが第三次計画となります。

【本橋会長】

10年の計画ですか？

【環境計画課 栗田主幹】

計画期間としては12年を考えております。前回の第二次計画も12年間を計画期間としております。

【本橋会長】

今後、さらに詳細な内容は、環境審議会の中でさらに議論をすすめていくということで理解してよろしいか。

【環境計画課 栗田主幹】

はい、その通りでございます。

【本橋会長】

3時半になりましたが、さらなる審議があるということですが、もし今日の段階でなければ、次の機会にご提案などがありましたら、よろしくお願いいたします。

その他の議題に関してご提案が何かありましたら、また、事務局から何かありましたらよろしくお願いいたします。

【環境計画課 保立課長】

事務局からは特にございません。

【片岡副会長】

盛土の話なんですけれども、盛土されたところで、災害が多く発生しているような地域は、どこかあるのでしょうか、対応している箇所がございましたら、教えてください。

【環境対策課 鵜澤課長】

国が調査しているものでございますが、先日、熱海の土砂崩れの関係で千葉県から成田市に調査がございました。土砂崩れになりそうな危険区域ということで指定がございまして、成田市からは2箇所の報告をさせていただきました。1件は吉倉でして、急傾斜地、道路、残土条例に基づいて埋め立てたところという地理状況でございまして、残土条例に基づいて埋め立てた場所は土砂崩れの影響がないと回答させていただきました。それから旧大栄町の津富浦地先でございまして、そこは谷になっておりまして、最初は500㎡未満の埋め立ての届出があり、その後、事業者がその範囲を逸脱して埋めてしまったところでございますが、現地を確認しましたところ、現在は草がかなり生い茂っておりまして、崩れた様子はなく、まわりに民家などありませんでしたので、災害につながるような状況ではないという報告をさせていただきました。熱海は、かなり山の上の傾斜地で、ああいう土砂崩れがありましたが、成田の場合は、そういう急傾斜地に残土をとということではなく、谷を埋めている状況ですので、そこは残土条例に基づいて市の許可であれば、監視していきたいと思っております。

【片岡副会長】

ありがとうございました。

昔、埼玉の方から多数の廃棄物が持ち込まれて山に隠したりされたことがあったと聞いています。

成田市の中では、私の知る限りでは、ないと思います。

私の知り合いの消防団長やっていた村島さんは、盛土ではないですけれども、がけ崩れで一人亡くなった現場にいったと聞きまして、それは、廃棄物とは関係ないですけ

れども、気を付けていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

【本橋会長】

はい。お願いします。

【岩舘委員】

今回資料をたくさん拝見させていただいて、まず第一に考えたのが、これが市民にどれだけ届くのかなというのが感想です。

環境問題を考えた時に、知ってもらって理解する、行動に移してもらわないといけないと思うんですが、その工夫を是非していただきたい。それにあたっては市民あつての成田市なので市民アンケート、また今日回答のあったものも含め委員からの意見もありますので、職員の方はそれを踏まえ政策を議論する、あるいは資料を作るときに意識をしていただきたい。

これは要望です。以上です。

【本橋会長】

その他には、何もないようですので、これで終わりにしたいのですがけれども、今日の審議会ははじめに委嘱状の交付、写真撮影、それに時間を取られて審議する時間が短くなりました。本来であれば審議会の中で、だいたい一時間半。今日はそんなに時間捕れなかったですけども

今日も、成田市の方から生活排水対策推進計画、これは来年策定するというので、何回か、生活排水推進計画については審議するチャンスがあと数回ございます。ということで頭の中に入れていただいて、色々ご指導ご鞭撻頂ければ。

今日の審議会についてはこれをもって、終わりにさせていただきます。マイクを事務局にお返しします。

【松崎環境計画課長補佐】

本橋会長におかれましては議長の大役をお務めいただき、ありがとうございました。

また、委員の皆様、本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

令和３年度第２回成田市環境審議会
(令和３年１１月１日)会議録

それでは、以上をもちまして、令和３年度第２回成田市環境審議会を閉会します。
皆様、どうもありがとうございました。

以上